

〇奈良市体育施設条例施行規則

改正

- 平成21年1月26日規則第5号
- 平成21年3月31日規則第32号
- 平成22年3月31日規則第16号
- 平成22年7月16日規則第71号
- 平成24年1月13日規則第4号
- 平成24年3月23日規則第11号
- 平成26年3月31日規則第8号
- 平成26年7月29日規則第46号
- 平成29年3月27日規則第3号
- 平成29年3月31日規則第8号
- 令和元年7月1日規則第16号
- 令和2年10月30日規則第59号
- 令和2年12月25日規則第63号
- 令和5年2月3日規則第6号
- 令和5年3月31日規則第31号
- 令和6年4月3日規則第31号
- 令和6年7月1日規則第41号

奈良市体育施設条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、奈良市体育施設条例（昭和60年奈良市条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用承認の申請）

第2条 条例第3条の規定により体育施設の使用承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる様式の体育施設使用承認申請書2通又はこれらの様式に準ずるものとして市長が別に定める申請書を指定管理者（奈良市月ヶ瀬体育館及び奈良県月ヶ瀬健民運動場については、市長。次条第1項及び第5条において同じ。）に提出しなければならない。

- （1）野球場 別記第1号様式
- （2）体育館 別記第2号様式
- （3）武道場、弓道場及び相撲場 別記第3号様式
- （4）陸上競技場 別記第4号様式
- （5）庭球場、ゲートボール場及び多目的コート 別記第5号様式
- （6）屋内プール 別記第5号様式の2
- （7）球技場 別記第5号様式の3
- （8）スケートボードパーク及びランニングステーション 別記第5号様式の4

2 次の各号に掲げる場合は、前項の規定にかかわらず、口頭等により使用承認の申請をするものとする。

- （1）体育施設のうち、体育館、武道場、スケートボードパーク又はランニングステーションを個人使用する場合
- （2）体育施設のうち、屋外プールを使用する場合は屋内プールを個人使用する場合
- （3）体育施設のうち、クラブハウスを使用する場合

3 前2項の申請は、次の各号に掲げる区分により、当該各号に掲げる期間内又は期日しなければならない。ただし、第1号から第4号までに規定する場合において、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- （1）いずれかの体育施設を独占使用する場合（次号に規定する場合を除く。） 使用しようとする日（引き続き2日以上使用しようとする場合は、その最初の日を含む。）以下の属する月の初日前2箇月に当たる日から使用しようとする日前7日に当たる日まで
- （2）相撲場、球技場（奈良県月ヶ瀬健民運動場に限り。）又はゲートボール場を独占使用する場合 使用しようとする日の2月前から3日前までの間
- （3）いずれかの体育施設を部分使用する場合（次号及び第5号に規定する場合を除く。） 使用しようとする日の1月前から3日前までの間
- （4）奈良市中央体育館、奈良市中央第二体育館、奈良市南部生涯スポーツセンター体育館又は奈良市西部生涯スポーツセンター体育館を部分使用する場合（次号に規定する場合を除く。） 使用しようとする日の属する月の初日前2箇月に当たる日から使用しようとする日前7日に当たる日まで
- （5）いずれかの体育施設を個人使用する場合 使用しようとする日

4 第1項及び第2項の申請は、体育施設のそれぞれの供用日の午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

（使用承認）

第3条 指定管理者は、体育施設の使用承認をしたときは、前条第1項の規定により提出された申請書のうち1通又は市長が別に定める書面に承認印（別記第6号様式）を押して、申請者に交付する。

2 次の各号に掲げる場合において使用承認をしたときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる様式の使用券（以下「使用券」という。）を申請者に交付する。

- （1）前条第2項第1号の申請があった場合  
別記第7号様式（奈良市西部生涯スポーツセンター体育館トレーニング室については別記第7号様式の2、スケートボードパークについては別記第7号様式の3、ランニングステーションについては別記第7号様式の4）
- （2）前条第2項第2号の申請があった場合  
別記第8号様式
- （3）前条第2項第3号の申請があった場合  
別記第9号様式

3 回数券による奈良市ならやま屋内温水プール、奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール及び奈良市西部生涯スポーツセンター体育館トレーニング室の個人使用を承認したときは、前項の規定にかかわらず、申請者に回数券を提示させ、その使用に係る回数券を切り取るものとする。

（承認書等の携帯）

第4条 体育施設の使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、体育施設を使用するときは、前条第1項の規定により交付を受けた申請書等又は同条第2項若しくは第8条第2項の規定により交付を受けた使用券（以下「承認書等」という。）を携帯し、係員から請求があったときは、これを提示しなければならない。

（使用時間の超過の届出）

第5条 使用者は、使用承認を受けた使用時間を超えて、体育施設を使用しようとするときは、あらかじめ指定管理者に届け出て、その承認を受けなければならない。

（特別設備の承認申請）

第6条 使用者は、体育施設のうち、奈良市中央体育館、武道場又は陸上競技場の使用に際し、特別な設備をしようとするときは、体育施設内部設備承認申請書（別記第10号様式）2通を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた者は、当該承認を受けた事項の変更をしようとするときは、体育施設内部設備変更承認申請書（別記第11号様式）2通を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

（回数券等の発行）

第7条 指定管理者は、次の各号に掲げる区分により体育施設を使用しようとする者が希望するときは、当該各号に掲げる券を発行する。

- （1）奈良市ならやま屋内温水プール又は奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プールを個人使用する場合 回数券（別記第11号様式の2）
- （2）奈良市西部生涯スポーツセンター体育館トレーニング室を個人使用する場合 回数券（別記第11号様式の3）
- （3）照明を伴い、奈良市柏木球技場を使用する場合 照明使用券（別記第11号様式の4）
- （4）照明を伴い、奈良市都祁生涯スポーツセンター球技場を使用する場合 照明使用券（別記第11号様式の5）
- （5）照明を伴い、野球場を使用する場合 照明使用券（別記第11号様式の6）
- （6）照明を伴い、陸上競技場主競技場を使用する場合 照明使用券（別記第11号様式の7）

2 前項第1号の回数券の有効期間は、発行日から起算して6箇月間とする。

（器具の使用料）

第8条 体育施設の備品その他（以下「器具」という。）の使用料は、別表第1から別表第8までのとおりとする。

2 第2条第2項、第3項及び第4項並びに第3条第2項の規定は、器具を個人使用する場合の承認申請及び承認に限り準用する。この場合において、第2条第2項中「次の各号に掲げる場合」とあるのは「器具を個人使用する場合」と、第3条第2項中「次の各号に掲げる場合」とあるのは「器具を使用する場合」と、「当該各号に掲げる様式」とあるのは「別記第7号様式」と読み替えるものとする。

（使用料の納付）

第9条 使用料は、承認書等、回数券又は照明使用券の交付を受けた際、納付しなければならない。使用承認を受けた後に承認を受けた事項を変更し、使用料を追加納付する場合も、また同様とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合であって、市長が後納することについてやむを得ないと認めるときは、使用の日後1箇月に当たる日までに納付することができる。

2 前項の規定により、使用料の納付があったときは、承認書等、回数券又は照明使用券の表面に使用料の領収印（別記第12号様式）を押すものとする。

（使用料の減免申請）

第10条 条例第6条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、体育施設使用料減免申請書（別記第13号様式）2通を市長に提出しなければならない。

2 市長は、使用料を減免したときは、前項の規定により提出された申請書のうち1通に承認印を押して、申請者に交付する。

（使用料の返還）

第11条 条例第7条の規定により、使用料を返還する場合及びその返還の額は次のとおりとする。

- （1）条例第8条第1項第3号の規定に該当し、使用することができなくなったとき。 全額
- （2）その他災害又は気象条件等使用者の責めに帰さない理由により使用できなくなったとき。 全額又は市長が定める額

2 使用者は、使用料の返還を受けようとするときは、体育施設使用料返還請求書（別記第14号様式）に承認書等を添えて市長に提出しなければならない。

（損傷又は滅失の届出）

第12条 使用者は、体育施設の設備又は器具等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに体育施設損傷・滅失届（別記第15号様式）を市長に提出しなければならない。

（原状回復義務）

第13条 使用者は、体育施設の使用を終了したとき又は使用の途中で承認を取り消されたときは、速やかに原状に回復しなければならない。

（器具の返還）

第14条 使用者は、器具の使用が終わったときは、当該器具を直ちに所定の位置に戻し、点検を受けなければならない。

（職員）

第15条 体育施設に館長を置く。

- 2 館長は、上司の命を受けて体育施設の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 その他の職員は、上司の命を受けて担当事務に従事する。

（委任）

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、当分の間、必要な修正をして使用することができる。

（使用承認申請の期間の特例）

3 第2条第3項の規定にかかわらず、平成21年4月10日から同年6月30日までの間に使用する陸上競技場（仮て練習場を除く。）の使用承認の申請（独占使用する場合に限る。）については、同年4月1日から使用しようとする日の7日前までの間にしなければならない。

附 則（平成21年1月26日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第32号）

（施行期日）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の奈良市体育施設条例施行規則第2条及び別表第4の規定は、この規則の施行の日以後に行われる使用承認の申請及び同日以後の使用承認に係る使用料について適用し、同日前に行われる使用承認の申請又は同日前の使用承認に係る使用料については、なお従前の例による。
  - 附 則(平成22年3月31日規則第16号)この規則は、平成22年4月1日から施行する。
  - 附 則(平成22年7月16日規則第71号)(施行期日)
  - 1 この規則は、平成22年8月1日から施行する。ただし、第2条第3項第2号の改正規定は、同年7月20日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の奈良市体育施設条例施行規則第2条第3項の規定は、平成22年8月1日以後の使用に係る使用承認の申請について適用し、同日前の使用に係る使用承認の申請については、なお従前の例による。
  - 附 則(平成24年1月13日規則第4号)この規則は、平成24年2月1日から施行する。
  - 附 則(平成24年3月23日規則第11号)この規則は、平成24年4月1日から施行する。
  - 附 則(平成26年3月31日規則第8号)(施行期日)
  - 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市体育施設条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。
  - 附 則(平成26年7月29日規則第46号)この規則は、平成26年8月1日から施行する。
  - 附 則(平成29年3月27日規則第3号)(施行期日)
  - 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の奈良市体育施設条例施行規則別記第14号様式の規定は、この規則の施行の日以後の請求に係る使用料の還付について適用し、同日前の請求に係る使用料の還付については、なお従前の例による。
  - 附 則(平成29年3月31日規則第8号)(施行期日)
  - 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現に発行されているこの規則による改正前の奈良市体育施設条例施行規則第7条第1項第4号の照明使用券は、当分の間、使用することができる。
  - 附 則(令和元年7月1日規則第16号)(施行期日)
  - 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現に発行されているこの規則による改正前の奈良市体育施設条例施行規則第7条第1項第2号の前払回数券は、当分の間、使用することができる。
  - 附 則(令和2年10月30日規則第59号)(施行期日)
  - 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。
  - 附 則(令和2年12月25日規則第63号)この規則は、令和3年4月1日から施行する。
  - 附 則(令和5年2月3日規則第6号)この規則は、公布の日から施行する。
  - 附 則(令和5年3月31日規則第31号)この規則は、奈良市体育施設条例の一部を改正する条例(令和5年奈良市条例第13号)附則に規定する規則で定める日から施行する。
  - 附 則(令和6年4月3日規則第31号)この規則は、令和6年4月13日から施行する。
  - 附 則(令和6年7月1日規則第41号)(施行期日)
  - 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市体育施設条例施行規則別記第4号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別表第1(第8条関係)

## 体育館器具使用料

種類	単位	使用料	
		午前・午後・夜間各1回につき	全日
		円	円
バスケットボール用具	1組	300	750
バレーボール用具	1組	150	380
ハンドボール用具	1組	150	380
テニス用具	1組	150	380
バドミントン用具	1組	80	180
卓球用具	1組	80	180
とび箱	1組	150	380
鉄棒	1台	150	380
吊輪	1台	150	380
あん馬	1台	150	380
跳馬	1台	150	380
平行棒	1台	150	380
平均台	1台	150	380
床運動用マット	1組	450	1,050
マット(大)	1枚	30	80
マット(小)	1枚	20	50
ピアノ	1台	3,000	7,500
エレクター	1台	1,500	3,750
電光掲示板	1基	750	1,800
大型ビジョン等設備機器	1台	1時間につき	3,000
放送設備	1式	1,500	3,750
トランポリン	1台	150	380
コインロッカー	1個	1日1回につき	50
シャワー	1基	1時間につき	1,000
冷暖房装置			
奈良市中央体育館			
体育室(アリーナ)	1台	1時間につき	500
奈良市西部生涯			
スポーツセンター体育館			
体育室(アリーナ)	1式	1時間につき	1,500
軽運動室	1式	1時間につき	800
ダンススタジオ	1式	1時間につき	600
会議・研修室	1式	1時間につき	600
備考			
1	シャワーを個人で使用する場合の使用料は、1人1回につき100円とする。		
2	大型ビジョン等設備機器を入場料の額を徴収しないで使用する場合の使用料は、当該使用料の額の3分の1に相当する額とする。		
3	奈良市西部生涯スポーツセンター体育館軽運動室及びダンススタジオを部分使用して冷暖房装置を使用する場合の使用料は、当該使用料の額の2分の1に相当する額とする。		
4	奈良市西部生涯スポーツセンター体育館会議・研修室を部分使用して冷暖房装置を使用する場合の使用料は、使用区分に応じ当該使用料の3分の2又は3分の1に相当する額とする。		

別表第2(第8条関係)

## 武道場器具使用料

種類	単位	使用料			
			円		円
放送設備	1式		1,500		3,750
剣道具	1式	午前・午後・夜間各1回につき	80	全日	150
竹刀・木刀	1刀		30		60
シャワー	1基	1時間につき			1,000
冷暖房装置					
主道場	1式	1時間につき			1,000
観覧席	1式	1時間につき			2,000
中道場	1式	1時間につき			1,000
備考					
		シャワーを個人で使用する場合の使用料は、1人1回につき100円とする。			

別表第3(第8条関係)

種類	単位	使用料	
		午前・午後・夜間各1回につき	全日
弓道具	1式	円 80	円 150

弓道場器具使用料

別表第4(第8条関係)

## 陸上競技場器具使用料

種類	単位	使用料		
		午前・午後各1回につき	円	円
放送設備	1式		2,500	5,000
可搬式放送設備	1式		1,000	2,000
写真判定装置	1式		15,000	30,000
シャワー(男・女)	各1式			1,000
冷暖房装置		1時間につき		
役員室A	1式			300
役員室B	1式			200
陸上競技器具	1式			6,000
走高跳器具	1式			1,000
棒高跳器具	1式			2,000
走幅跳・三段跳用具	1式			300
3000メートル障害物	1式			500
スターティングブロック	1台			100
スタート拡声器	1式			2,000
砲丸足留	1台			100
ハードル	1台			30
ストップウォッチ	1個			100
ピストル	1丁			50
巻尺	1個			50
バトン	1本	1日1回につき		30
電気メガホン	1個			100
選手用長いす	1脚			50
カラーコーン	1個			10
ライン引器	1台			100
サッカー競技用具	1式			300
その他の球技用具	各1式			300
コインロッカー	1個			50
折り畳みいす	1脚			20
長机	1台			40
テント	1張			1,000
演台	1台			200
その他の用具	各1個			100
備考				
1 放送設備及び可搬式放送設備にはマイク1本を含み、マイク1本増すごとに上記の使用料に500円を加算する。				
2 シャワーを個人で使用する場合は使用料は、1人1回につき100円とする。				
3 役員室Aを部分的に使用して冷暖房装置を使用する場合は使用料は、床面積の3分の2の部分を使用する場合は当該使用料の3分の2に相当する額とし、床面積の3分の1の部分を使用する場合は当該使用料の3分の1に相当する額とする。				
4 陸上競技器具には、走高跳器具、棒高跳器具、走幅跳・三段跳用具、3000メートル障害物、スターティングブロック、スタート拡声器、砲丸足留、ハードル、ストップウォッチ、ピストル、巻尺、バトン、電気メガホン、選手用長いす、カラーコーン、ライン引器その他の陸上競技用具を含むものとする。				

別表第5(第8条関係)

## 野球場器具使用料

種類	単位	使用料	
			円
放送設備	一式	午前・午後・夜間各1回につき	1,500
コインロッカー	1個	1日1回につき	50
スコアボード	1式	午前・午後・夜間各1回につき	1,500
シャワー	1基	1時間につき	1,000
入場券発売設備	一式	午前・午後・夜間各1回につき	1,500
備考	シャワーを個人で使用する場合の使用料は、1人1回につき100円とする。		

別表第6(第8条関係)

種類	単位	使用料	
コインロッカー	1個	1日1回につき	円 50

プール器具使用料

別表第7(第8条関係)

## クラブハウス器具使用料

種類	単位	使用料	
			円
シャワー	1基	1時間につき	1,000
コインロッカー	1個	1日1回につき	50
備考	シャワーを個人で使用する場合の使用料は、1人1回につき100円とする。		

別表第8(第8条関係)

種類	単位	使用料	
		午前・午後各1回につき	全日
		円	円
テニス用具	1組	150	300

多目的コート器具使用料

体育施設使用承認申請書

(野球場用)

(宛先) 指定管理者		No.		年 月 日			
		申請者 住所 氏名		(電話 )			
		団体名(チーム名) 使用責任者氏名					
次のとおり(鴻ノ池球場) (緑ヶ丘球場) を使用したいので申請します。							
1 使用の日時	年 月 日 ( 曜日) 時から 日間		□午前 □午後				
	年 月 日 ( 曜日) 時まで		□夜間				
	準備	年 月 日 時	撤去	年 月 日 時	□市外		
2 使用の区分	□アマチュアスポーツ □アマチュアスポーツ以外のスポーツ		□入場料を徴収する □入場料を徴収しない				
3 使用の目的							
4 入場予定者	総 数	男	女	小	中	高	一 般
	名	名	名	名	名	名	名
5 使用施設 器具	施設・器具名	使用回数	数量	単 価	※金額	備 考	
6 特別施設	□設ける □設けない(設ける場合はその概要)						
7 照明の使用 予定	時間	時	分	分	□全 点 灯 □2分の1点灯 □3分の1点灯		
		時	分	分			
※ 照明使用							
※ 使用料	野球場使用料	円	合計		円		
	施設・器具使用料	円					
※ 承認条件						承認印	

記入上の注意

- 1 申請人が法人であるときは、申請者の住所・氏名の記載箇所には、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 ※箇所は記入しないでください。

体育施設使用承認申請書

(体育館用)

(宛先)		No.		年 月 日			
		申請者住所 氏名 電話( ) 団体名 使用責任者氏名					
次のとおり		体育館を使用したいので申請します。					
1 使用の日時	年月日(曜日)	時から	日まで	日間	※ 使用料 円		
	準備	年月日時	撤去	年月日時		<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 夜間 <input type="checkbox"/> 市外	
2 使用の区分	<input type="checkbox"/> 独占使用 <input type="checkbox"/> 部分使用	<input type="checkbox"/> アマチュアスポーツ <input type="checkbox"/> アマチュアスポーツ以外	<input type="checkbox"/> 入場料を徴収する <input type="checkbox"/> 入場料を徴収しない	<input type="checkbox"/> 営利目的 <input type="checkbox"/> 営利目的外			
3 使用の目的							
4 入場予定者	総数	男	女	小	中	高	一般
	名	名	名	名	名	名	名
5 使用施設器具	施設・器具名	使用回数	数量	単価	※金額	備考	
					円		
※ 使用料	体育館使用料		円	合計		円	
※ 承認条件						承認印	

記入上の注意

- 申請人が法人であるときは、申請者の住所・氏名の記載箇所には、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- ※箇所は記入しないでください。

体育施設使用承認申請書

(武道場・弓道場・相撲場用)

		No. _____		年 月 日					
(宛先) 指定管理者		申請者 住所 氏名 電話( ) 団体名 使用責任者氏名							
次のとおり		<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;">中央武道場</td> <td style="text-align: center;">中央第二武道場</td> <td style="text-align: center;">弓道場</td> <td style="text-align: center;">相撲場</td> </tr> </table> を使用したいので申請します。				中央武道場	中央第二武道場	弓道場	相撲場
中央武道場	中央第二武道場	弓道場	相撲場						
1 使用の日時	年月日(曜日) 時から 日間	準備	年月日 時	撤去	年月日 時	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 夜間 <input type="checkbox"/> 市外	※使用料 円		
	年月日(曜日) 時まで		年月日 時		年月日 時				
2 使用の目的									
3 入場予定者									
総数		男	女	小	中	高	一般		
名		名	名	名	名	名	名		
4 使用施設									
施設・器具名		使用回数	数量	単価	※金額	備考			
					円				
※ 使用料									
武道場・弓道場・相撲場使用料		円		合計		円			
		施設器具使用料		円					
※ 承認条件							承認印		

記入上の注意

- 申請人が法人であるときは、申請者の住所・氏名の記載箇所には、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- ※箇所は記入しないでください。

体育施設使用承認申請書

(陸上競技場用)

		No. _____	
(宛先) 指定管理者		年 月 日	
		申請者 住所	
		氏 名	
		電話 ( )	
		団 体 名	
		使用責任者氏名	
次のとおり		<input type="checkbox"/> 主競技場 <input type="checkbox"/> 補助競技場 <input type="checkbox"/> 投てき練習場 <input type="checkbox"/> 多目的広場	
1 使用の日時		年 月 日 (曜日) 時から 日 時 分 年 月 日 (曜日) 時まで	<input type="checkbox"/> 午前 ※ 使用料 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 夜間 <input type="checkbox"/> 市外
2 使用の区分		<input type="checkbox"/> 独占使用 <input type="checkbox"/> 入場料を徴収する <input type="checkbox"/> 入場料を徴収しない	<input type="checkbox"/> 営利目的 <input type="checkbox"/> 営利目的外
3 使用の目的			
4 入場予定者			
総数	男	女	小 中 高 一般
名	名	名	名 名 名 名
5 使用施設器具			
施設・器具名	使用目的	数量	単価 ※金額 備考
			円
6 照明の使用予定			
時間	時 分 から 時 分 まで	<input type="checkbox"/> 小型照明 (□全灯□2/3□1/2) <input type="checkbox"/> 大型照明 (□全灯□2/3□1/2□1/3)	
※ 照明使用			
※ 使用料			
陸上競技場使用料		円	合計 円
施設・器具使用料		円	
※ 承認条件			承認印

記入上の注意

- 1 申請人が法人であるときは、申請者の住所・氏名の記載箇所には、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 ※箇所は記入しないでください。

体育施設使用承認申請書

(庭球場・ゲートボール場・多目的コート用)

No. _____									
年 月 日									
(宛先) 指定管理者									
申請者 住 所									
氏 名									
電 話 ( )									
団 体 名									
使用責任者氏名									
次のとおり (      コート) を使用したいので申請します。									
1 使用の日時	年 月 日 ( 曜日) 時から		日 間		<input type="checkbox"/> 午前		※使用料 円		
	年 月 日 ( 曜日) 時まで				<input type="checkbox"/> 午後				
準備	年 月 日 時		撤 去		年 月 日 時		<input type="checkbox"/> 市外		
2 使用コート	コ ー ト 名								
コ ー ト									
3 使用の目的									
4 入場予定者	総 数	男	女	小	中	高	一 般		
	名	名	名	名	名	名	名	名	
5 使用器具	器 具 名	使用回数	数 量	単 価	※金額	備 考			
					円				
※ 使用料	コート使用料		円		合計		円		
器具使用料		円							
※ 承認条件								承認印	
承認印									

記入上の注意

- 1 申請人が法人であるときは、申請者の住所・氏名の記載箇所には、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 ※箇所は記入しないでください。

体育施設使用承認申請書

(屋内プール用)

No. _____	
年 月 日	
(宛先) 指定管理者	
申請者 住所 氏 名 (電話 ) 団 体 名 使用責任者氏名	
次のとおり 屋内温水プールを使用したいので申請します。	
1 使用の日時	年 月 日 (曜日) 時から 時まで 時間
2 使用の目的	
3 入場予定者	名
4 必要とする設備又は器具	
5 特別施設	<input type="checkbox"/> 設ける <input type="checkbox"/> 設けない (設ける場合はその概要)
※ 使用料	円
※ 承認条件	承認印
記入上の注意	
1 申請人が法人であるときは、申請人の住所・氏名の記載箇所には主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。	
2 ※箇所は記入しないでください。	

体育施設使用承認申請書

(球技場用)

(宛先)		No. _____	
		年 月 日	
		申請者 住所 氏 名 (電話 _____ ) 団体名(チーム名) 使用責任者氏名	
次のとおり 球技場を使用したいので申請します。			
1 使用の日時	年 月 日 ( 曜日 )	時から	□午前 □午後 □夜間 □市外
	年 月 日 ( 曜日 )	時まで 日間	
	準備 年 月 日 時	撤去 年 月 日 時	
2 使用の目的			
3 入場予定者	総 数	男	女
	名	名	名
		小	中
		高	一 般
		名	名
※ 使 用 料 円			
※ 承認条件			承認印

記入上の注意

- 1 申請人が法人であるときは、申請者の住所・氏名の記載箇所には、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 ※箇所は記入しないでください。

体育施設使用承認申請書

(スケートボードパーク・ランニングステーション用)

		No. _____					
		年 月 日					
(宛先) 指定管理者		申請者 住 所					
		氏 名					
		(電話 _____ )					
		団体名 (チーム名) 使用責任者氏名					
次のとおり ( 鴻ノ池スケートボードパーク 鴻ノ池ランニングステーション ) を使用したいので申請します。							
1 使用の日時	年 月 日 ( 曜日 ) 時から		年 月 日 ( 曜日 ) 時まで 日間				
	準備	年 月 日 時	撤去	年 月 日 時			
2 使用の目的							
3 入場予定者	総 数	男	女	小	中	高	一 般
	名	名	名	名	名	名	名
※ 使用料					円		
※ 承認条件					承認印		
利用の際は、施設管理者の指示に従い、利用規約等を守ること。					承認印		

記入上の注意

- 1 申請人が法人であるときは、申請者の住所・氏名の記載箇所には、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 ※箇所は記入しないでください。

第6号様式(第3条関係)



		No. _____	
	使 用 副 券		
氏 名		使 用 日	年 月 日
施設名		<input type="checkbox"/> 午 前	<input type="checkbox"/> 午 後
器具名		<input type="checkbox"/> 夜 間	
		使 用 料	円
		器具使用料	円
		計	円
	体 育 施 設 名		

(その2)

		No. _____	
	使 用 様		
氏 名		使 用 日	年 月 日
施設名		<input type="checkbox"/> 午 前	<input type="checkbox"/> 午 後
器具名		<input type="checkbox"/> 夜 間	
		使 用 料	円
		器具使用料	円
		計	円
	体 育 施 設 名		

第7号様式の2(第3条関係)

No.	:	No.
□□	:	□□
使 用 副 券	:	使 用 券
円	切 取 り 線	円
体育施設名	:	体育施設名

No.		No.
□□	切り取り線	□□
使用副券		使用券
		円
		1日限り
円		
体育施設名		体育施設名

(注) 裏面に注意事項を記載する。

No.		No.
□□	切り	□□
使用副券	取り	使用券
	線	
		円
		1日限り
円		
体育施設名		体育施設名

(注) 裏面に注意事項を記載する。

No.	No.
□□	□□
使 用 副 券	使 用 券
円	円
午 部の	午 部の1日1回限り
体 育 施 設 名	体 育 施 設 名

切  
り  
取  
り  
線

(注) 裏面に注意事項を記載する。

		No. _____	
(施設名) _____		使 用 副 券	
		年 月 日	
		申請者住所	
		氏名	
		電話 ( )	
		団体名	
		使用責任者氏名	
使用年月日時間		年 月 日	時から
		年 月 日	時まで
使用人員		人	
使用目的			
使用料		円	
器具使用料		円	

(その2)

		No. _____	
(施設名) _____		使 用 券	
		年 月 日	
		申請者住所	
		氏名 様	
		電話 ( )	
		団体名	
		使用責任者氏名	
使用年月日時間		年 月 日	時から
		年 月 日	時まで
使用人員		人	
使用目的			
使用料		円	
器具使用料		円	

## 体育施設内部設備承認申請書

年 月 日	
(宛先) 指定管理者	
申請者 住所 氏 名 電話 (       )	
次のとおり(体育館、陸上競技場、武道場)の内部に特別な設備をしたいので申請します。	
1 使用の期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
2 設置の目的	
3 特別設備	設 備 名
	設備明細(平面図添付)
4 その他必要な事項	
※ 承認条件	承認印

## 記入上の注意

- 申請人が法人であるときは、申請者の住所・氏名の記載箇所には、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- ※箇所は記入しないでください。

## 体育施設内部設備変更承認申請書

年 月 日	
(宛先) 指定管理者	
申請者 住 所	
氏 名	
電話 (       )	
次のとおり(体育館、陸上競技場、武道場)の内部設備の変更の承認を受けたいので申請します。	
1 承認の年月日及び番号	年 月 日 第 号
2 変 更 理 由	
3 変 更 内 容	設 備 名
	設備明細(平面図添付)
4 設 置 期 間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
5 その他必要な事項	
※ 承 認 条 件	承認印

## 記入上の注意

- 申請人が法人であるときは、申請者の住所・氏名の記載箇所には、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- ※箇所は記入しないでください。

(表紙)

No. _____				
奈良市 屋内温水プール				
回数券				
No. _____				
領 収 書				
金 額	千	百	十	円
(種別) 屋内温水プール回数券 年 月 日 奈良市 屋内温水プール ㊦				
No. _____				
領 収 書				
金 額	千	百	十	円
(種別) 屋内温水プール回数券 ( ) 年 月 日				

(回数券面)

No. 11				
奈良市 屋内温水プール				
回数券				
( )				
No. 10				
奈良市 屋内温水プール				
回数券				
( )				
No. 2				
奈良市 屋内温水プール				
回数券				
( )				
No. 1				
奈良市 屋内温水プール				
回数券				
( )				

(注) 裏表紙に利用に当たっての注意事項を記載する。



 奈良市柏木球技場
照 明 使 用 券
IN PUT⇨

(注) 裏面に利用に当たっての注意事項を記載する。

第11号様式の5(第7条関係)

No. _____	No. _____
奈良市都祁生涯スポーツセンター球技場 照明使用副券	奈良市都祁生涯スポーツセンター球技場 照明使用券
金額 1,600 円	金額 1,600 円
(1時間券)	(1時間券)
年 月 日	年 月 日
奈良市都祁生涯スポーツセンター	奈良市都祁生涯スポーツセンター

第11号様式の6(第7条関係)

No. _____		No. _____	
奈良市鴻ノ池球場照明使用副券		奈良市鴻ノ池球場照明使用券	
金額	円	金額	円
(点灯・分券)		(点灯・分券)	
年 月 日		年 月 日	
奈良市鴻ノ池球場		奈良市鴻ノ池球場	

No. _____	No. _____
奈良市鴻ノ池陸上競技場主競技場 照明使用副券	奈良市鴻ノ池陸上競技場主競技場 照明使用券
金額            円	金額            円
(    点灯・    分券)	(    点灯・    分券)
年   月   日	年   月   日
奈良市鴻ノ池陸上競技場	奈良市鴻ノ池陸上競技場

第12号様式(第9条関係)



## 体育施設使用料減免申請書

年 月 日		
(宛先) 奈良市長		
申請者 住 所		
氏 名		
電話 (       )		
次のとおり使用料を減免くださるよう申請します。		
1 体育施設名		
2 承認の年月日及び番号	年 月 日	第 号
3 使用承認の内容及び使用料額	使用料	円
4 減免を申請する理由		
※ 決定	承 認 印	
<input type="checkbox"/> 免除する		
<input type="checkbox"/> 円減額する		

## 記入上の注意

- 1 申請人が法人であるときは、申請者の住所・氏名の記載箇所には、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 ※箇所は記入しないでください。

第14号様式(第11条関係)

体育施設使用料返還請求書

(宛先)		年 月 日	
奈良市長			
請求者 住所			
氏名			
電話番号 ( )			
次のとおり使用料の返還を受けたいので請求します。			
体育施設名			
使用目的			
承認申請年月日	年 月 日	承認年月日	年 月 日
返還開始年月日	年 月 日	返還番号	第 号
返還請求内容	使用年月日	返還請求対象時間	対象施設
	年 月 日 (曜日)	時 分 ~ 時 分	
	年 月 日 (曜日)	時 分 ~ 時 分	
	年 月 日 (曜日)	時 分 ~ 時 分	
返還料の返還を請求する理由	<input type="checkbox"/> 天候不祥により施設を使用できなかったため <input type="checkbox"/> その他 ( )		
返納の使用料		返還請求金額	

※ 承認書必ず添付してください。

<返還金振込先>

銀行コード	支店番号	口座番号
	(6桁) (4桁)	(10桁)
金融機関名	支店名	口座名
口座種別	普通・当座	口座番号
フリガナ		
印名義		

## 体育施設損傷・滅失届

年 月 日			
(宛先) 奈良市長			
届出人 住 所			
氏 名			
電話 (       )			
次のとおり体育施設を損傷・滅失したのでお届けします。			
発生日時	年 月 日	午前	時 分
発生場所			
損傷者			
名称又は品名 (規格)		数 量	
発生原因(理由)			

## 記入上の注意

届出人が法人であるときは、届出人の住所・氏名の記載箇所には、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。